

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定による保護停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成29年4月25日付けで行った保護停止処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおりの理由から、本件処分の取消しを求める。

指示書の指導に従わなかったことは申し訳ない。

現段階で5月10日からのアルバイトが決まったが、1回目の給与が6月15日なので、それまでの間の生活資金に困っている。保護費の支給再開をお願いする。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に

より、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月31日	諮問
平成29年 9月 5日	審議（第13回第2部会）
平成29年10月17日	審議（第14回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法は、日本国憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（法1条）。

法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とする。

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法27条1項）、被保護者は、これに従わなければならない（法62条1項）。被保護者がこの義務に違反したときは、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条3項）が、同項の処分をする場合には、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所

を通知することにより、弁明の機会を与えなければならない（同条4項）と定められている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、平成23年2月の保護開始当初から請求人には就労阻害要因がないものと認定して就労指導をしていたが、自立につながる就労がなされないため、平成27年9月に援助方針を見直した上で、平成28年9月に担当者が〇〇〇〇に請求人を同行し、これを契機として、請求人は同月中に就労支援の面接を一度は受けたものの、その後は翌10月に1回利用したのみで、口頭指導をしても請求人が〇〇〇〇を積極的に活用しない状況が12月まで続いたため、平成28年12月28日付けの本件指示書により、法27条の規定による文書指示をすることとなったものである。

本件指示書による指示の内容は、別紙1のとおり、「1. ハローワーク等の公的機関を活用して、職種を選ばず、週30時間以上の就労に結びつくよう、週3回以上の求職活動を行うこと。」及び求職活動の報告について「2. 必ず毎月10日までに来所の上、前月分の収入・無収入申告書及び求職活動報告書を地区担当員へ提出すること。また、求職活動報告書にはハローワークの紹介状を添付すること。」とするものであり、自立の助長という法の目的に沿い、かつ、請求人にとって実現可能なものと認められる。

しかし、本件指示書による文書指示の後においても、請求人は〇〇〇〇の予約日時（平成29年1月10日）に断りもなく出向かないことがあったため、処分庁が保護廃止予定の弁明機会を付与したところ、平成29年2月分についてこそ、ハローワークと面接相談して資料を入手した複数の会社と面談に至るなど〇〇〇〇を活用していることが請求人からの提出書類により認められたものの、翌月の平成29年3月分については、求職活動報告書によると、〇〇〇〇の利用状況は2日と31日に現状報告したのみ

で面接相談はなされていないこと、求職活動の日数は現状報告の2日間分を含めても7日間にとどまること、求職活動報告書本体は平成29年3月31日に提出されたものの、ハローワークの紹介状の添付が4月10日までになされなかったこと、さらに平成29年4月には、〇〇〇〇の予約（4月7日）に断りもなく出向かないといった状況が繰り返されたこと、が認められる。

そして、処分庁は、平成29年4月11日付けの本件弁明機会通知書により、同月24日9時30分と弁明日時を指定して請求人に通知したところ、請求人は、弁明機会に先立つ同月21日に担当者に架電し、本件弁明機会通知書は昨日（同月20日）見たこと、指定日時に来所できないこと、理由は私用と通院であることを伝えた。

しかし、請求人が電話で述べたこれらの理由は、いずれも弁明の指定日時を変更すべき事情に該当するものとは言えず、処分庁が弁明日程を変更しなかったことについて、違法又は不当があるとは認められない。

そうすると、請求人は、本件指示書による指示（別紙1参照。①ハローワーク等の公的機関を活用して・・・週3回以上の求職活動を行うこと及び②毎月10日までに提出する求職活動報告書にハローワークの紹介状を添付すること）に違反したものといえ、請求人に対し、弁明の機会付与の経路を行われた本件処分は、法に則って適正かつ妥当になされたものと認められる。

- 3 請求人は、本件審査請求書において、現段階（4月28日）で5月10日からのアルバイトが決まったが、1回目の給与が6月15日なので、それまでの間の生活資金に困っていると主張する。

しかし、本件処分は、保護停止処分について付与した弁明機会の指定日時（平成29年4月24日午前9時30分）に請求人からの弁明がなく、請求人には本件指示書における指示に従わなか

った指示義務違反があると処分庁が判断して同月25日付けで保護を停止したものであり、請求人の主張は、平成29年4月25日付けでなされた本件処分の適法性を左右するものとは認められず、本件処分の取消理由として採用することはできない。

- 4 なお、請求人の主張を、就労が決まったが給与を得るまでの生活資金に困るため本件処分の変更を求めるものと解する余地もなくはないが、本件審査請求の審査庁である東京都知事は、処分庁である〇〇福祉事務所長の上級行政庁又は処分庁のいずれでもないから、本件処分の取消しを求めるものではなく、本件処分の変更を求める請求人の主張について、審査庁は、本件審査請求において取り扱うことができないものであり（行政不服審査法46条1項）、当審査会においても審議の対象とすることはできない。
- 5 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし3（略）